①国名		=	of Tajikistan (7 ジキスタン共和国)		
②名称	Ministry of Econo National Center f	=		Republic of Tajiki	stan
③所在地	14a, Ainy Street,	734042 Dushanbe			
④連絡先	, _,,,,) 522 24 24 (i pi.tj (i	,	2) 22 21 38 www.ncpi.tj/index.pl	np/ru/
⑤組織の長	Director : Mr.	Mirzo Ismoilzoda			
⑥沿革	降は独立国である。 (2) 特許法は、200 (3) 意匠法は、200	4 年法律第 17 号が 4 年法律第 16 号が 6 年商標法(Chapte	制定され、2004年 制定され、2004年	-つであったが、199 2月 28 日から施行さ 2月 28 日から施行さ 1た。この改正法は、	られている。 られている。
⑦所管	特許、意匠、商標、	地理的表示、半導	体集積回路の回路	配置	
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産 地表示)
	1991/12/25	2000/3/9			
	ナイロビ(オリン ピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1991/12/25	1991/12/25	2005/4/28	2013/2/26	2008/5/19
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレ コード)
	2006/3/28	2002/8/15		2009. 4. 5	2011/8/24
	ブタペスト		ヘーグ		リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1991/12/25				
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1991/12/25	2011/6/30	1991/12/25	1991/12/25	1991/12/25
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	1991/12/25	1998/12/10	2013/3/2		

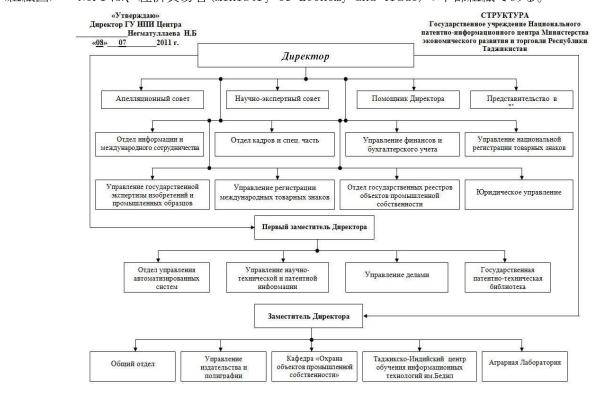
①国名		Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年	
		全数	9	9	3		
	特許	(内 外国出願)	9	9	3		
	行計	(内日本から)					
		(内 PCTルート)	8	9			
	実用新案	全数	112	123	158		
	天 用机采	(内 外国出願)	8	1			
		全数	81	71	58	89	
	意匠	(内 外国出願)	81	71	58	89	
		(内日本から)	2	3			
		全数	2, 560	1,821	2, 252	1, 968	
	商標	(内 外国出願)	2, 248	1,821	2, 049	1, 968	
		(内日本から)	38	32	28	10	
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年	
		全数		6	8		
	特許	(内 外国出願)		6	8		
		(内日本から)					
		(内 PCTルート)					
	実用新案	全数	80	99	92		
	天用利采	(内 外国出願)	5	3			
		全数	77	66	47	78	
	意匠	(内 外国出願)	77	66	47	78	
		(内日本から)	2	2			
		全数	2, 631	1, 923	2, 450	2, 118	
	商標	(内 外国出願)	2, 376	1, 923	2, 247	2, 118	
		(内日本から)	55	35	46	30	
	出典: WIPO) IP Statistics					

織

〈組織図〉 NCPIは、経済貿易省(Ministry of Economy and Trade)の下部組織である。

組

(12)



①国名		Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)
特許制度	②最新特許法の施行年 月日	2010年7月21日施行(2010年法律第624号) (注)2010年法律第624号は本件解析事項とは無関係な事項の改正に つき、本件は従前の2004年法律第17号(2004年2月28日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	タジキスタン共和国内のみ(特許法の前書き)
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第8条)
	⑥現地代理人の必要性	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を
	及び代理人の資格	代理人に選任しなければならない。 (特許法第11条)
	⑦出願言語	タジク語又はロシア語(特許法第 12 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 短期特許は出願日から 10 年。 (特許法第 4 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第6条)
	⑩ケ`レースピリオト`	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から6月間。 ・出願人又は出願人から直接又は間接に情報を得た者による開示。 (特許法第6条)
	①非特許対象	 (1) 科学的理論及び数学的方法 (2) 経済の組織方法及び運営方法 (3) 従来的な計画、規則 (4) 精神活動を遂行するための規則及び方法 (5) コンピューターのアルゴリズム及びプログラム (6) 建築計画、等 (7) 回路配置 (8) 公共の利益、人間性や道徳の原則に反するもの (特許法第6条)
	②実体審査の有無及び 審査事項	有。 (特許法第 4 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から3年以内。この期間内に審査請求をしないときは、出 願は取下げたものとみなされる。 (特許法第20条)
	⑭優先審査制度・早期 審査制度の有無	無。
	15出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から 18 月経過後に公開される。 (特許法第 23 条)
	⑩異議申立制度の有無	無。
	⑪無効審判制度の有無	有。(特許法第 32 条)
	®実施義務 	有。5年。特許付与公示日後、継続して5年の不使用は、不使用取消 の対象となる。(特許法第28条)
	19費用	[出願から登録までに掛かる費用]
	単位	出願料 50 TJS 20 TJS(1 超の各発明につき)
	TJS (タジキスタン・ソモ ニ)	審査請求料 410 TJS 330 TJS(1 超の各発明につき) 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金
	②料金減免措置の有無	無。
	②PCT における国内料 金減額措置の有無	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合には、審査料が 20%減額される。

①国名		Republic of Tajikistan(TJ) (タジキスタン共和国)
中田北安町内	の目式中田式中はった	
美用新案制度 「Petty	②最新実用新案法の施 行年月日	2010年7月21日施行(2010年法律第624号) (注)2010年法律第624号は本件解析事項とは無関係な事項の改正に
Patent]		つき、本件は従前の 2004 年法律第 17 号(2004 年 2 月 28 日施行)により
		解析した。
	③地理的効力の範囲	タジキスタン共和国内のみ(特許法の前書き)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(特許法第8条)
	⑥現地代理人の必要性	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を
	及び代理人の資格	代理人に選任しなければならない。 (特許法第 11 条)
	⑦出願言語	タジク語又はロシア語(特許法第12条)
	⑧特許権の存続期間及	小特許の存続期間は、出願日から10年。
	び起算日	(特許法第4条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第6条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から6月間。
		・出願人又は出願人から直接又は間接に情報を得た者による開示。 (特許法第6条)
	○ H. #4. ~7. L. F	
	⑪非特許対象	(1) 科学的理論及び数学的方法 (2) 経済の組織方法及び運営方法
		(3) 従来的な計画、規則
		(4) 精神活動を遂行するための規則及び方法
		(5) コンピューターのアルゴリズム及びプログラム
		(6) 建築計画、等
		(7) 回路配置
		(8) 公共の利益、人間性や道徳の原則に反するもの
		(特許法第6条)
	⑫実体審査の有無及び 審査事項	無。小特許は、出願の予備審査(新規性及び産業上の利用性を有するかについての審査)の方式要件の審査のみによって付与される。
	奋 宜	(特許法第4条、第21条)
		有。小特許の所有者は、当該小特許の有効期間中、何時でも実体審査
	受用 互明 八 門 及 少 月 灬	を特許庁に請求することができる。(特許法第20条)
	④優先審査制度・早期	
	審査制度の有無	
	15出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から 18 月経過後に公開される。(特許法第 23 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑪無効審判制度の有無	有。(特許法第 32 条)
	⑱実施義務	有。5年。特許付与公示日後、継続して5年の不使用は、不使用取消の
		対象となる。(特許法第 28 条)
	19費用	[出願から登録までに掛かる費用]
	単位	出願料 50 TJS 20 TJS(1 超の各発明につき)
	TJS	審査請求料 410 TJS 330 TJS(1 超の各発明につき) 登録料
	(タジキスタン・ソモ	豆啄や [特許権維持に掛かる費用]
	二)	年金
	②料金減免措置の有無	無。
	②PCT における国内料	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合には、審査料
	金減額措置の有無	が 20%減額される。

①国名		Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)
意匠制度	②最新意匠法の施行 年月日	2004年2月28日施行(2004年法律第16号)
	3 ③地理的効力の範囲	タジキスタン共和国内のみ(意匠法の前書き)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作考案者及び承継人(自然人、法人)(意匠法第8条)
	⑥現地代理人の必要	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を
	性及び代理人の資格	代理人に選任しなければならない。(意匠法第4条)
	⑦出願言語	タジク語又はロシア語(意匠法第 11 条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。5 年延長できる(最長 15 年)。 (意匠法第 6 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(意匠法第5条)
	(10)ク`レースピリオト`	有。創作者、出願人又は創作者、出願人から直接又は間接に情報を得 た者による開示から6月。(意匠法第5条)
	①不登録対象	(1) 物品の技術機能のみにより決められた意匠 (2) 建築物及び産業上、水圧技術上及び他の動かない構造物に関する
		意匠 (3) 印刷物それ自体に関する意匠 (4) 液体、ガス及び乾燥した物質のような安定していない形状のものに関する意匠
		(5) 公の秩序又は道徳に反する意匠 (意匠法第5条)
	⑫実体審査の有無	有。(意匠法第 19 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	④優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	15部分意匠制度の有無	無。
	⑩関連意匠制度の有無	無。
	⑪「組物」の意匠制度 の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(タジキスタンは、ロカルノ協定の加盟国)
	⑩出願公開制度の有無	無。
	20秘密意匠制度の有無	無。
	②異議申立制度の有無	無。
	②無効審判制度の有無	有。(意匠法第 27 条)
	②登録表示義務	無。

①国名	-	e of Tajikistan (TJ) ジキスタン共和国)
		[出願から登録までに掛かる費用]出願料 (情報が得られませんでした)優先権主張料審査請求料登録料[意匠権維持に掛かる費用]存続期間更新料
	②料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)

①国名		Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)
商標制度	②最新商標法の施行年 月日	2007年3月5日施行 (2006年法律第234号(Chapter 1))
	③地理的効力の範囲	タジキスタン国内のみ(商標法第6条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標(商標法第1条、第22条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標、音響商標、色(商標法第5条)
	⑦出願人資格	自然人及び、承継人(自然人、法人)(商標法第2条)
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要 性及び代理人の資格	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を 代理人に選任しなければならない。(商標法第9条)
	⑪出願言語	タジク語又はロシア語(商標法第2条)
	②商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (商標法第 16 条)
	③グレースピリオド	有。公認の国際博覧会での展示日から3ヶ月。(商標法第10条)
	④不登録対象⑤防護標章制度の有無	(1) 識別性を欠いている標章 (2) 国の紋章、国璽、官の御璽、外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似した標章 (3) 商品またはサービスの形状、品質、効用又はその他の説明を表示するもの (4) その商品に単に一般的に用いられる名称、図形、記号からなる標章 (5) 製造者やその製品について誤った又は誤認させるような標章 (6) 公衆の利益、人間性や道徳の原則に反する標章 (7) 関連商品又は役務の地理的原産地またはそれら商品又は役務の性質もしくは特徴に関し公衆若しくは業界を誤認させるおそれのあるもの (商標法第6条、第7条) 無。
	⑩周知商標制度の有無 ⑰一出願多区分制度の	有。
	有無 ®実体審査の有無及び 審査事項	有。 (商標法第 13 条)
	⑩審査請求制度の有無	無。
	②優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	②出願公開制度の有無	無。
	②異議申立制度の有無	無。
	②無効審判制度の有無	有。商標法第7条の規定に反することを理由とするときは、登録日から5年以内に申立を行わなければならない。(商標法第29条、同第7条(1))

①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)		
	②不使用取消制度の有 無	有。5年。登録後、継続して5年間又は申立前の5年間の不使用は、 不使用取消の対象となる。(商標法第24条)	
	②商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(タジキスタンは、ニース協 定の加盟国)	
	26図形要素の分類	無。	
	②譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第 26 条)	
	② 費用	[出願から登録までに掛かる費用]	
	単位 TJS	出願料 559.30 TJS(1分類につき) 268.27 TJS(1超の各分類につき)	
	(タジキスタン・ソモ ニ)	登録発行料 1,310.32 TJS [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料	
	②料金減免措置の有無	無。	